

令和5年9月12日（火）

於・農林水産省第3特別会議室

第212回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時27分 開会

○望月林政課長 定刻前ではございますが、皆様お揃いでございますので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます林政課長の望月でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中、オンラインでの御出席も含め16名の委員に御出席いただいております。審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

お手元に参考1として林政審議会委員名簿を配布しておりますが、本日は福島委員にオンラインで御出席していただいております。河野委員、小山委員、佐藤委員、中西委員は御欠席であります。

林野庁の出席者につきましては、お手元の参考2、林野庁名簿を御覧いただければと存じます。

それでは、ここからの議事進行は土屋会長にお願いしたいと思います。

土屋会長、よろしくお願いいたします。

○土屋会長 皆さん、改めまして、こんにちは。

まだ夏の暑さがなかなか終わりを迎えない今日この頃ですが、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は、恐らくこれから長官からお話もあると思いますが、諮問三つと答申を二つ、今回の一つの審議会の中でやることになっていまして、それだけでもかなり忙しい会議になりますし、かなり重要な案件で様々な御議論を頂くことになると思いますので、時間は限られておりますが、是非たくさんの御意見を頂くと同時に、時間内に終わるように御協力も頂ければと思います。

それでは、恒例になっていますが、初めに青山林野庁長官から御挨拶をお願いしたいと思います。

○青山林野庁長官 林野庁長官の青山でございます。審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

オンラインでの参加も含めまして、本日は御出席ありがとうございます。

今、土屋会長からございましたけれども、本日は諮問が3件と答申が2件ございます。一つ目は、令和5年版のいわゆる森林・林業白書でございまして、来年の答申に向けて、本日この後開催されます施策部会で議論をスタートさせていただくということでございます。

二つ目は、森林整備保全事業計画の策定についてでございます。これは後ほど答申を頂く予定にしております全国森林計画と併せまして5年ごとに策定することとなっております、全国森林計画に掲げました森林の整備及び保全の目標、その計画的な達成に資するための森林整備保全事業の成果目標などを定めるものでございます。

三つ目は、我々がミニ白書と呼んでいるものでございまして、国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について毎年公表することとしておりますけれども、今年は次期の国有林野の管理経営に関する基本計画の策定についても併せて御説明させていただいた上で、令和4年度の基本計画の実施状況について御審議いただいて、こちらは本日、答申まで頂ければと考えております。

また、答申の二つ目ですけれども、4月に諮問させていただきました全国森林計画についてパブコメの結果等を御説明させていただいた上で、答申を頂きたいと思っております。

また、来年度の予算概算要求の概要についても説明させていただきます。

会長からもございましたように本日は盛りだくさんでございますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

○土屋会長 御挨拶どうもありがとうございました。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきますが、私からも簡単に言いましたし、今、長官からもありましたように、もう一度繰り返しますと、本日は農林水産大臣からの諮問事項が3件です。令和6年度森林及び林業施策について、いわゆる白書です。それから森林整備保全事業計画の策定について、及び令和4年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、この三つについて諮問を頂きます。このうち令和4年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきましては、事務局から説明を受けた後で審議を行いまして、これも先ほど御説明ありましたとおり、答申まで行いたいということです。ですから、これはかなり議論時間が限られた中で審議する必要があると思います。

また、4月25日の林政審議会において諮問を受けた全国森林計画の策定につきましてパブリックコメントの結果が出ておりますので、それを踏まえて審議を行い、農林水産大臣に答申を行う予定としております。これについても皆さんの御協力をお願いいたします。

もう一点ありまして、国有林野の管理経営に関する基本計画については、新たな計画の策定

に向けて事務局から説明を受けることとなっています。

様々な制度に則った計画や白書、それから国有林野のミニ白書、そういったものが今日は重なりますので、是非ついてきてください。

それでは、農林水産大臣からの諮問文を青山林野庁長官に代読していただきたいと存じます。

青山長官、よろしくお願いいたします。

○青山林野庁長官 林政審議会会長 土屋俊幸殿。

農林水産大臣 野村哲郎。

令和6年度森林及び林業施策について。

標記について、森林・林業基本法第10条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

(青山林野庁長官から土屋会長へ諮問文を手交)

○青山林野庁長官 林政審議会会長 土屋俊幸殿。

農林水産大臣 野村哲郎。

森林整備保全事業計画の策定について（諮問）。

森林法第4条第11項において準用する同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

(青山林野庁長官から土屋会長へ諮問文を手交)

○青山林野庁長官 林政審議会会長 土屋俊幸殿。

農林水産大臣 野村哲郎。

令和4年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（諮問）。

国有林野の管理経営に関する法律第6条の3第1項の規定に基づき、令和4年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

(青山林野庁長官から土屋会長へ諮問文を手交)

○土屋会長 ありがとうございました。

今、諮問を三つ頂きました。そのうち1件目に諮問を頂いた件、令和5年度森林及び林業の動向、これは令和5年度森林・林業白書となるものですが、これについても先ほど御説明がありましたように、来年春の答申に向けて施策部会、今日もこの後、施策部会があってそこで検討いただくこととなりますけれども、そちらで審議を頂くことになると思います。

施策部会長、よろしくお願いいたします。

○立花委員 承知いたしました。しっかりと審議いたします。

○土屋会長 報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますが、よろしいでしょうか。
それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

今、施策部会長にお願いしたところが議事の（１）令和５年度森林及び林業の動向（案）及び令和６年度森林及び林業施策（案）についてですので、次に、議事（２）に入ります。

全国森林計画の策定についてということで、こちらは４月の審議会で既に審議が始まっていますが、冒頭に申し上げたとおり、本日、答申まで行うことになります。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○齋藤計画課長 計画課長の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

全国森林計画、資料１－１と１－２を使って説明させていただこうと思います。

まず、資料１－２を御覧ください。

前回７月２８日に全国森林計画の素案について御審議いただいて以降、８月４日から８月２３日の２０日間、電子政府総合窓口と農林水産省ウェブサイトへの掲載等によりましてパブリックコメントを実施いたしました。河野委員からもアドバイスを頂きましたので、林野庁ホームページのトップページで注目情報として紹介したり、都道府県の担当者を介して広く周知を図るなどの取組をしたところでございます。

提出いただいた御意見の件数等については、団体等の数は１２件でございます。項目としては３７項目頂きました。これについて「処理結果の区分」にありますとおり、「既に原文に含まれていると考えられるため、修文に至らなかったもの」「意見を踏まえ修正するもの」「その他、今後の検討の参考等」と分類させていただきました。それぞれ２６件、２件、９件となっております。

詳細については、次ページ以降に掲載させていただいておりますが、内容として、森林整備や治山に関する専門的な御意見、地球温暖化防止や生物多様性の保全等グローバルな課題に関する御意見、都市部の身近な緑地に関する御意見など、様々な立場から御意見を頂いております。

この中で「意見を踏まえ修正するもの」として整理した２項目、「間伐に関して、根系の緊縛の維持について記載する必要がある（No. 10）」と「同じ意味合いの言葉が続いているため、削除した方が分かりやすい（No. 36）」については、後ほど御紹介いたしますが、本文の記載を修正させていただきました。

そういったことを踏まえまして資料１－１を御覧いただきますと、こちらの資料は、全国森林計画の素案として説明させていただきましたものからの変更箇所を表記してございます。

No. 1につきましては、松浦委員から、「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全」うんぬんとありますけれども、その項目に関して、「森林の有する多面的機能」などの用語についての御指摘を頂きました。これにつきましては資料１－４、全国森林計画（案）の２ページで「森林の有する多面的機能」などの用語が初出いたしますので、ここに「全国森林計画においては……」という注記をさせていただいております。こういった形で用語の中身に御理解を頂けるような工夫をさせていただいたところでございます。

これに関連いたしまして、その下にありますとおり、資料１－４の全国森林計画（案）の10ページ、13ページ、16ページに「公益的機能」及び「多面的機能」の言葉に「森林の有する」が必要な箇所がございましたので、そこを追記してございます。

それから、松浦委員からもう一つ頂いたことの関連で修正している部分、No. 4でございます。

29ページ、第５表の公益的機能別施業森林について、「都市近郊林等」と記載していたものを「都市近郊等」と改めております。

これ以外にパブリックコメントの関連で、２番と３番でございます。これは基本的に文言の適正化の中身でございます。こういった形で修正を施して、今回、全国森林計画（案）としてお示ししております。

説明は以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、御説明がありましたように、パブリックコメントで頂いた御意見等も踏まえて、それから前回の林政審議会での審議で頂いた御意見も踏まえて幾つかのところで修正が行われているのが現状です。

何回も繰り返しになりますが、この後に答申までいきますので、最終的な御意見を頂く場となろうかと思えます。

それでは、委員の皆様方から御意見、御質問を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

初めに御指名して申し訳ないんですけれども、松浦委員のお名前が２回ほど出ましたので御感想若しくは御意見等を頂ければと思いますが、いかがですか。

○松浦委員 私の意見を参考にいただきまして、より分かりやすくなったと理解しております。どうもありがとうございました。

○土屋会長 ほかに御意見、御感想的なことでも結構ですが、ありましたら。いかがでしょうか。

オンラインの福島委員も、よろしいですか。

○福島委員 結構です。

○土屋会長 今は気がつきましたが、時々忘れますので、是非積極的に御発言いただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。なければ、何回も申し上げているように今日はかなり議題が多いので、先に進ませていただきたいと思います。

それでは、林政審議会の審議やパブリックコメントを受けた修正の結果、こういった形の修正案が出てまいりました。この結果を受けて、林政審議会として取りまとめを行いたいと思います。

農林水産大臣から諮問のありました全国森林計画（案）につきましては、適当である旨の答申をしたいと考えますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○土屋会長 ありがとうございます。異議なしの声が多数と捉えました。

それでは、そのように答申させていただきます。

答申書の手交については、後ほど御審議いただく議事（４）令和４年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について——つまり国有林のミニ白書ですが——これに対する答申書の手交と併せて審議会の最後に行いたいと思いますので、ちょっとお待ちください。

それでは、議事（３）にまいります。

議事（３）は森林整備保全事業計画、計画がいろいろ出てまいりますので皆さん混乱される可能性があるんですけれども、森林整備保全事業計画の策定についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○齋藤計画課長 引き続いて説明させていただきます。

資料２「森林整備保全事業計画の策定について」を御覧ください。

１ページをお開きください。

森林整備保全事業計画は、農林水産大臣が森林法第４条の規定に基づき、先ほど御審議いただきました全国森林計画の策定と併せて５年ごとに立てる計画でございます。この森林整備保全事業計画ですが、全国森林計画に掲げております森林の整備・保全の目標の計画的な達成に資するため、森林整備事業、治山事業の目標や成果指標等を定めるものでございます。

計画期間は、次期全国森林計画の計画期間でございます令和6年度から20年度のうち、最初の5か年が対象となり、令和6年度から令和10年度となります。

2ページに事業の成果目標、成果指標の概略が書かれておりますけれども、ちょっと飛ばさせていただきますして、3ページから、それぞれの成果目標ごとの成果指標について説明資料がございます。3ページ、4ページ、5ページと続きますが、6ページに現行計画の成果指標と進捗状況について取りまとめておりますので、こちらの資料により説明させていただきます。

左端の欄に「現行計画の基本的な視点」と記載がありますが、これが2ページの成果目標と対応しております。上から水色の部分が成果目標①の安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与、次の緑色の部分が成果目標②の生物多様性保全等のニーズに応える多様な森林への誘導に該当いたします。3段目のベージュないしオレンジ色が、成果目標③持続的な森林経営の推進、一番下のピンク色のところが成果目標④と対応いたします。山村地域の活力創造への寄与となっております。

引き続き、6ページの成果指標のところを御覧ください。

先ほど申し上げましたように3ページにも詳細な記載がございますので、後ほど御参照いただくいたします。水色の部分の成果目標①でございますが、一つ目の指標、土壌を保持し水を育む能力が良好に保たれている森林の割合として、水源涵養機能維持・増進森林などの育成林につきまして、適切な間伐や治山施設の設置などを行い、下層植生や樹木の根の発達、山腹崩壊の予防等が図られた森林の面積割合を示すものでございます。令和5年の目標値に対する令和4年度時点の進捗状況として、左から基準値、令和4年度の実績見込値、目標値と並んでおりますが、左下の欄外にございます進捗率の計算式によりまして、令和4年度の見込値と基準値の差を分子に、目標値と基準値の差を分母として計算した値として、成果指標①の場合は令和4年度の進捗率51%という形で整理させていただいております。

以下、基本的に同様でございます。

続きまして、成果指標②周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数。山地災害危険地区のうち人家等の保全すべき対象の周辺に存する保安林等に指定された地区におきまして、一定の治山対策を実施することによって周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数の増加を示すものです。先ほどと同様、令和4年度の進捗率は63%となっております。

次に、成果目標③海岸浸食や病害虫からの森林の保全等を行った海岸防災林や防風林などの延長でございます。海岸防災林や防風林などの延長約9,000キロメートルにつきまして、海岸

浸食や病虫害からの森林の保全等を行うことにより、近接する市街地、工場、農地などを保全するものです。令和4年度の進捗率ですが、欄外ただし書にありますとおり、当該指標の進捗率は分子を令和4年度の実績、分母を目標値といたしまして、令和4年度の進捗率は98%となっております。

続いて、緑色の部分でございます。資料4ページにも詳細な記載がございます。御参照ください。

成果指標④公益的機能の一層の発揮のため育成複層林に誘導することとされている育成単層林、令和4年度末の現況といたしましては約1,000万ヘクタールですけれども、育成複層林に誘導した森林の割合、これは択伐などの多様な樹種や階層から成る森林への誘導を目的とした整備を推進し、森林・林業基本計画における育成複層林に誘導することとされている350万ヘクタールの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合の増加を示すものです。令和4年度の進捗率は100%でございます。

続きまして、成果指標⑤育成単層林の齢級構成の偏り（齢級別面積の分散）の改善進捗度でございます。これは人工林の育成単層林について、伐期の多様化による齢級構成の偏りの度合いを示しております。具体的には、平成29年度における齢級別面積について平均値からのばらつき具合を示す分散を算出いたしまして、これをゼロとしております。現行の全国森林計画に基づく伐採が行われたと仮定いたしまして、期末に当たる令和14年度におけるばらつきを100として指標化したものでございます。令和4年度時点の進捗率は129%です。

ここで、また欄外に記載しておりますけれども、この成果指標⑤、⑥、⑦の（ア）、⑧は基準に対する増加量を指標としているため、基準値を便宜上ゼロとさせていただいているということでございます。

続いて、オレンジ色の部分の成果指標です。資料5ページにも詳細な記載がございます。

成果指標⑥木材として安定的にかつ効率的な供給が可能となる育成林の資源増加量を示す指標です。林道等の林業基盤の整備によりまして、木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量の増加を示すものです。令和4年度の進捗率は70%となります。

次に、成果指標⑦（ア）として、育成単層林の1齢級面積目標達成度でございます。これは人工造林の着実な実施によりまして、全国森林計画に基づき試算した令和4年度の育成単層林における1齢級の面積を示すものです。令和4年度の進捗率は76%です。

また、⑦（イ）として、人工造林面積のうちコストの低減を図る取組を実施した面積の割合です。これは人工林面積を分母として、一貫作業システムの実施面積あるいはコンテナ内の苗

木植栽面積など、低コスト造林に資する取組を実施した面積の割合を示すものでございます。
令和４年度の進捗率は132%でございます。

最後にピンク色の部分、成果指標⑧森林資源をより積極的に利用するようになった都道府県の数です。全国森林計画における総蓄積に対する伐採立木材積の割合、これは令和５年時点で1.4%ですが、それ以上となる、若しくは各都道府県における伐採立木材積が平成30年時点を上回ることを指標化したものでございます。令和４年度の進捗率は91%です。

このように、残期間がある本年度分を除いた令和４年度までの進捗率は、おおむね良好な水準に達していると認識しております。一方で、森林が育成段階にあることを踏まえた間伐実施等に主眼を置いてまいりましたが、既に成熟段階に至った森林の割合が高まる中で、伐採後の再造林を進めることを志向する成果指標としていくなど、見直しが必要ではないかという問題意識を持ってございます。

令和３年６月に森林・林業基本計画が改定されまして、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が掲げられております。更には今般御審議いただきました全国森林計画の策定の際にも情勢の変化として説明させていただきました盛土等の安全対策の適切な実施、あるいは水源対策の加速化等々、そういった情勢の変化に関するもののうち、この森林整備事業あるいは治山事業の目標の成果指標とすべき直接的な要素を勘案して、検討を進めていきたいと考えております。

また、現行計画それぞれの指標ごとに計画期間中の変化をうまく捕捉できているのか、あるいは政策的な意義を明確化できているのかといった課題もございます。指標をこのまま継続するか、見直しを行うかといった方針につきましては、今後、検討を深めて報告させていただきたいと考えております。

７ページを御覧ください。

今後の予定でございますけれども、本日、諮問をさせていただきました。10月、11月に現行計画における成果指標の達成状況を検証いたしまして、次期計画の成果指標を検討するための検討委員会を設けて、個別の成果指標ごとに具体的な検討を行います。

年明け、令和６年に入りまして林政審議会に次期計画の素案をお示しして、パブリックコメントなどを経まして、最終的には春頃をめどとして答申を頂き、閣議決定手続を経て計画を策定する予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○土屋会長 今後の審議の予定まで含めまして、御説明ありがとうございます。

この森林整備保全事業計画ですが、今、御説明がありました全国森林計画に基づいて、全国森林計画は全国の森林全体の整備保全について定めたものですが、この森林整備保全事業計画は、いわゆる公共事業、森林整備事業と治山事業、もうちょっとブレイクダウンすれば造林と林道と治山ですが、この公共事業についての5年の計画になります。

この計画の特徴は、成果指標というものを成果目標の下に付けていて、これは、事業を幾らやったかがいわゆるアウトプットになるわけですが、アウトカムといって、その事業がどういう効果を現したのかを指標で表す。それが成果指標なんです、それにちゃんと目標値をつけて5年ごとに進捗状況を見ていくという、何といいますか、計画としてはかなりしっかりしたものを作ることが森林整備保全事業計画の場合は求められていることになります。

これからのスケジュールの御説明にありましたように、今日はそのキックオフになるので、先ほど課長からもありましたように実際、成果指標等に少し変更が出てくる可能性はあるわけですが、その前なので、皆さんからは自由に御意見を頂く、それからその前に、よくお分かりにならないところについては質問を頂くということで、今回はいいのではないかと思います。先ほどもありましたように、検討委員会でそういうものも含めて検討した上で審議会に素案を示して、もう一度皆さんに御審議いただくことになろうかと思います。

ちょっと説明が長くなりましたが、森林整備保全事業計画の御説明について御質問、御意見がありましたらよろしくお願いいたします。

○丸川委員 本日ちょっと所用で中途退席させていただきます。大変失礼いたします。

冒頭質問させていただきまして、ありがとうございます。

今の課長と会長の御説明、非常によく分かりました。公共事業に着目した場合、K P I を作られて判断される、非常にいいことでしっかりされていると思いますが、我々産業界の場合、例えば国土強靱化ということと言いますと、やはり一つ目の安全な国土の形成寄与というところが気になります。

そういった場合に、おおむね進捗率はよいと思いますけれども、①と②の進捗率がやや低く出ておりますが、どういう仕組みでほかの進捗率より低いのかちょっと中身を教えていただければと考えております。

○土屋会長 ありがとうございます。

どうですか、少し質問を頂いてからまとめてにしますか。今のは結構基本の話だから、先にしますか。

○齋藤計画課長 基本的な構造といたしましては、事業によりまして一部概成して効果が現れ

ますと、指標は増加する形になります。一方で、災害とかそういったことで効果が減じられているケース、そういったものをマイナスとカウントいたしまして最終的な目標の達成度を表している関係上、整備は計画どおりしっかりと進めておるんですけれども、昨今激甚な災害が増えてきている関係もございまして、数字が目標に対してやや低い状況にあるということでございます。

○丸川委員 大変分かりやすい説明、ありがとうございます。

逆に言うと、ここは自然災害ということで非常に大きな課題があって、プラス・マイナスの結果、ゼロサムだという理解をしておけばよろしいわけですね。ありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございました。非常に理解を進める御質問と回答だったと思います。ほかに、いかがでしょうか。

○小野委員 小野なぎさです。よろしくお願いします。

質問と意見というか、ちょっと的外れかもしれませんが、今日は自由に話していいということでちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、5ページにある成果目標④の部分ですね。

この森林整備保全事業計画というのは実際に森林の整備ですとか保全に関わる数値かと思うんですけれども、山村地域の活力創造への寄与というのは評価がとても難しいのではないかという印象を持っていて、例えば、この目標値の下に書いてある「当該成果指標を評価する際、地域経済への影響に係る指標として、木材・木製品製造品出荷額等を……」とありますが、この「等」にはほかに何が含まれているのでしょうか。私が活動している分野にもちょっと関わるので、とても気になったところです。

今、森林・林業基本計画等にも「新たな山村価値の創造」という部分で、「基幹産業たる林業・木材産業のみならず、森林空間を総合的に活用する「森林サービス産業」等の新たな産業を育成することなどで、山村の内発的な発展を図る」とあるように、山村地域の活力の創造といったときに、この木材だけを評価することでもいいのでしょうか。

山村は人の関わりもあると思ひまして、例えば今、木材を利用し続けるだけではなく、現代の新たなニーズに対して森との関わりを価値として提供することで、山に新たな収入をもたらして林業を支えていこうとする取組を始めているのだと思います。なので、例えばこの森林資源を活用したサービスを提供している際の売上、収益ですとか、林業にかかわらず森林業というんですかね、新しい取り組みに労働力も加わっていると思いますので、そういった数値にも目を向けてみることはできないものでしょうか。

○土屋会長 ありがとうございました。

この際、もう一問一答でいった方がいいですね。

○齋藤計画課長 まず、その「等」でございますけれども、これは「木材・木製品製造品出荷額等」が統計の指標の見出しになってございまして、基本的にここには木材の関係のものしか入ってございません。そういった意味では、今、小野委員からございましたような森林サービス産業とか、非常に多様な森林の付加価値、こういった観点は現行の指標の中には含まれていないことになります。

実は、もともとこの整備保全事業計画は累次見直してきておりますけれども、一番最初の段階ではもっとそういった、森林の山村における取組といったことを加味した指標からスタートしたんですけれども、昨今、木材の利用が非常に地域経済に貢献するということで、そういったところを強調する意味合いもございまして、今の指標に改定したということでございます。

今、頂きました御意見を踏まえて、今後しっかり検討させていただきたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

私もこの森林整備保全事業計画に何回か関わったことがあるんですけれども、確かに以前はいろいろあったんですが、指標として適正かどうかといった部分もあったりして今の形になったと理解しています。

ほかには、いかがでしょうか。

○土川委員 私は本当に細かな数字のことだけなんですけれども、進捗率の計算方法を6ページでお示しいただいているんですけれども、ひょっとしたら私の計算が間違っているのかもしれませんが、①はひょっとしたら51%ではなく52%なのかなと。1%なんですけれども。下の②が計算すると62.5%になって、それで63%に繰り上げられたのかなと。上が51.5%なんですけれども、これはどうでしょうか。

念のためのお尋ねだけです。

○齋藤計画課長 すみません、途中計算の四捨五入等の関係もございまして、再度チェックさせていただきますと思います。

○土屋会長 土川委員、よろしいですか。

○土川委員 念のために御確認いただければということです。

○土屋会長 大事なことだと思います。

ほかは、いかがでしょうか。初めに申し上げましたようにこの段階では様々な御質問、御意見があつていいかと思うんですが、よろしいですか。

ありがとうございます。

その9割が保安林に指定されておりますほか、野生生物の生育・生息地として重要な森林も多くあります。例として、世界自然遺産の陸域の9割が国有林野となっている状況でございます。

続きまして、2ページをお願いします。

こちらは先ほど土屋会長からお話ございましたけれども、ミニ白書がどういう位置づけにあるかということです。

下線の引いてあるところでございますけれども、このミニ白書は国有林野の管理経営に関する法律に基づきまして、前年度の国有林野事業の取組結果をまとめて、毎年9月末までに公表するというものでございます。

今回のミニ白書につきましては、例年のとおり前年度、これは令和4年度になりますけれども、取組につきまして事例をできるだけ取り上げて、分かりやすく記述したいということで作っております。

また、国有林野事業につきましては、平成25年度に一般会計に移行してから10年たつてございまして、一般会計化後の10年間の主な取組をトピックスで取り上げているところでございます。

そうということで、内容の説明に移らせていただきたいと思います。

3ページをお開きください。

まずトピックス、10年間の振り返りでございます。

1. 公益的機能の発揮に向けた適切な施業の推進ということで、間伐でありますとか主伐後の更新などの取組を紹介させていただいております。

「・」の順番で御説明させていただきますけれども、間伐につきましては、左下のグラフにございますとおり、この10年間、10万ヘクタール程度を安定的に実施しておりまして、森林吸収源対策にも着実に貢献しているところでございます。

その下、主伐、その後の再造林につきましては、森林資源の成熟を受けまして、持続的な木材供給や森林吸収量の確保に向けて次世代の資源造成の推進といったことで進めているとともに多様な森林の整備に向けて育成複層林への誘導を先導的に進めているということで、増加の傾向で推移しているところでございます。

右下のグラフにございますとおり、人工造林面積につきましてはこの10年間、年間5,000ヘクタールから1万ヘクタール程度まで増加しているところでございます。今後についても必要な施業を計画的に実施してまいります。

4ページをお開きください。

2. は、治山事業と災害対策の関係でございます。

この10年間でございますけれども、左下のグラフにございますとおり、平成30年7月豪雨など、国有林を含めて全国で山地災害が多発いたしました。前回の森林・林業白書の説明でも御紹介させていただいておりますけれども、この40年間を見ますと災害の発生件数は減少傾向にあります。1か所当たりの災害規模は増大傾向にあるということで、「・」の二つ目以降ですけれども、緊急的に対策が必要な地区におきまして、治山施設の設置、流木対策等を集中的に実施し、国土強靱化に取り組んでまいりました。

また、大規模な災害が発生したときにはヘリコプターやドローンを活用した被害調査でありますとか、右に表がございますけれども、森林管理局の管轄を超えた技術者の被災地への派遣を積極的に行うとともに、復旧に高度な技術が必要となる箇所では都道府県に代わって森林管理局が直轄治山事業を行うといったことで、民有林への支援も含めた災害対策に取り組んでいるところでございます。

今後とも国民の安全・安心を確保するために、治山事業を計画的に推進し、また、迅速な災害対策を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、5ページをお開きください。

3. 優れた自然環境を有する森林の維持・保存ということで、生物多様性の保全ということです。

上から順でございますけれども、国有林は稀少な野生生物が生息しているということで、保護林制度などを通じて森林の適切な保護・管理に取り組んでいるところでございます。

保護林につきましては、平成27年度に区分の再編を行った上で、地域の関係者や専門家の皆様の意見を聴きながら、右下の表にございますとおり、新規設定や拡充を行って、この10年間で面積が4万6,000ヘクタールほど増加している状況でございます。

また、令和3年には、保護林を含む奄美大島等が世界自然遺産に登録されたところでございます。

更に昨今の状況ということで、2030年までに陸と海の30%以上の区域を保全する、いわゆる30by30目標でございますが、右下の表のとおり、現状の陸域の保護地域の約4割を保護林などの国有林が占めているということで、今後、環境省が行う国立公園等の新規指定などにも適切に対応していきたいと考えているところでございます。

6ページをお開きください。

4. 国産材の安定供給体制の構築への貢献でございますが、国有林野事業では、木材の持続

的、計画的な供給に努めてきたところでございますが、この10年間、左下にグラフがございますけれども、国有林材の供給量につきましては、国産材の供給量全体の15%前後を維持しながら増加傾向で推移しているところでございます。これは森林・林業基本計画の目標に沿った国産材全体の供給量の拡大に貢献していると考えてございます。

なお、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で丸太需要が減少した、また、その次の年の令和3年度、いわゆるウッドショックによりまして需要が高まったときには国有林材の供給時期の調整を行って、いわゆる供給調整機能の発揮に努めたところでございます。

また、国有林材の供給に当たりましては製材工場などと協定を締結して、山元から直送するシステム販売に取り組んでおり、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化などにも取り組んでいるところでございます。

いずれにしましても、引き続き国有林材の持続的、計画的な供給を進めて、国産材のシェア拡大による海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築に貢献していきたいと考えているところでございます。

ここまでの、一般会計化後10年たったということで、その主な取組を紹介させていただいたところでございます。

7ページ以降につきましては、管理経営基本計画の項目に沿って令和4年度の取組を紹介してまいりたいと思います。

ポイントを絞って説明を続けさせていただきたいと思います。

まず、7ページでございます。

これは取組の柱の一つであります「公益重視の管理経営の一層の推進」ということで、国有林野を重視すべき機能に応じて区分して、適切かつ効率的な森林施業等を実施しているということでございます。

取組の例といたしましては、右下でございますけれども、九州森林管理局におきまして、林地保全に配慮した森林施業の推進に向けまして、専門家をお招きして森林施業に伴う山地災害リスクの評価手法や対応方法について意見交換、それから現地検討会を開催しているところでございます。そういった例を紹介させていただいております。

8ページでございます。

これも公益重視の管理経営の中で、治山、路網の関係でございます。

取組としては左側、これは平成29年の九州北部豪雨によって多数の被害が発生いたしました福岡県朝倉市における民有林直轄治山事業による復旧状況でございます。

それから、右側でございます。昨年大雨によりまして民有林の林道でもたくさんの被害が確認されておりますが、その中で宮城県大崎市でございますけれども、森林管理局の職員を派遣して技術支援を行った取組の例でございます。

続きまして、9ページでございます。

こちらにも公益重視の管理経営の中の地球温暖化対策でございますが、2050カーボンニュートラルの実現に向けた、間伐などの森林整備や木材活用の取組です。

その中で、左側の例は北海道森林管理局でございますけれども、通常の苗木より成長が優れていて炭素を固定する能力が高い、クリーンラーチという特定苗木の植栽を進めている例でございます。

右側は、中部森林管理局で岐阜県にある庁舎の建替えに当たって木材を利用したということで、スギのCLTを使ってございますけれども、そういった例でございます。ちなみに、玄関ホールの写真の正面の壁の部分にCLTを使っているところでございます。

次に、10ページでございます。

こちらは生物多様性の保全ということで、それに向けた取組、とりわけ地域の方々と連携した森林づくりの推進でございます。

まず左側の例でございますけれども、これは三重森林管理署の大杉谷国有林というところで、台風による風倒被害でありますとかニホンジカの食害の影響で森林が非常に衰退した状況の中で、環境省でありますとか地域のボランティアの方々と連携して、植生の保護でありますとかニホンジカの捕獲に取り組んできているところでございます。

右側は長野県の浅間山でございますけれども、イヌワシ復活プロジェクトということで、環境省や地元の関係団体と連携いたしまして、主伐によりイヌワシの狩場になる開放空間を創出して、イヌワシの繁殖につなげるといった取組をしてきたところでございます。

次、11ページでございます。

こちらから、森林・林業の再生に向けた貢献ということでございます。

11ページにつきましては、民有林への普及を念頭に置いた技術開発でありますとか事業体の育成の取組ということで、左側は、技術開発の取組の中で北海道森林管理局でございますけれども、写真の乗車型の草刈機でありますとかリモコン式の機械を活用して、非常に作業が大変な下刈りの労働強度の軽減に向けて取り組んでいる例でございます。

右側は、事業体、林業経営者の育成といった観点でございますが、まず、一定期間安定的に事業量を確保するというところで、林業経営者を育成する樹木採取権につきましては、令和4年

度までに全国で8か所の権利が設定されまして、いわゆる採取・伐採でありますとか再造林といった具体の事業が進んでいるという状況を紹介しています。実績は右の表にございますとおりです。

12ページにつきましては民有林と連携した施業の推進ということで、三八上北森林管理署におきまして森林共同施業団地の設定をしたところでございます。こちらにつきましては、森林整備に必要な路網が十分でないということで、民有林と連携して路網の整備、それから共同土場の設置に取り組むこととしています。

右側は地域の林業従事者の育成ということで、緑の雇用の事業で実施している研修におきまして、国有林のフィールドを活用していただいて、実際に間伐についての講義なり実習なりを行っている例でございます。

13ページでございます。

こちらは国民の森林として、森林環境教育でありますとか国民参加の森林づくりなどを進めているといったことでございます。

左下の例では長野県の王滝村であります、教職員や児童の皆さんを対象といたしまして治山事業による復旧状況の見学をしていただいたり、森林教室を実施してございます。

右側の例でございます。これは国民参加の森林づくりということで、様々な業種の企業さんによります協議会におきまして「社会貢献の森」ということで協定を締結していただいて、植樹の活動などをしていただいている例でございます。これは植樹祭の写真でございます。

14ページをお開きください。

こちらから国有林野の維持・保存ということで、病虫害対策でありますとか鳥獣害対策といったことでございます。

左側につきましては病虫害でございますけれども、福井県にある日本三大松原の一つである気比の松原でございます。潮害防備でありますとか景観がよいという場所でございますけれども、近隣の小・中学校・高校の児童・生徒の皆様と協力して松葉かきなど、いわゆる松林での保全活動を行っている例を紹介させていただいております。

右側につきましてはシカでございますけれども、四国森林管理局が開発いたしましたニホンジカ捕獲用の小型囲いわな、これは止めさしが容易であるといった特徴がございますけれども、そういったものを様々な場において、ここではイベントの例を言ってございますけれども、機会を捉えてPRして、普及させていただいているということでございます。

15ページは、国有林野の維持・保存の中で保護林等でございます。

右下に写真がございますけれども、こちらは北海道のブナの北限地帯の森林でございます狩場山でありますけれども、こちらにつきましては保護林管理委員会から御提言を頂いて、保護林の統合、拡張を行っているところでございます。

16ページをお開きください。林産物の供給の関係でございます。

国有林材、安定供給の取組を進めているところでございますが、この例示は中部森林管理局でございます、民有林と連携したシステム販売でございます。先ほども若干御紹介申し上げましたけれども、共同土場を活用いたしまして民有林と国有林が協調して丸太を販売するということで、木材供給に当たって大ロット化でありますとか年間を通じた安定供給が図られるということでの取組の例でございます。

17ページをお開きください。国有林野の活用でございます。

地域の産業振興でありますとか住民福祉の向上に資するということで、国有林野について貸付を行っているところでございますけれども、状況については左側の表にございます。

右側につきましては、例として、福島県におきまして、東北地域と関東地域に新たに接続する送電線の整備のための敷地ということで、国有林の貸付を行っているところでございます。これは電力の安定供給に貢献するといった目的でございます。

18ページでございます。

同じく活用の例でございますけれども、森林浴や自然観察等に適した国有林野を「レクリエーションの森」ということで活用していただいておりますけれども、その具体の場所については左の表にございます。

その中で例として、北海道森林管理局の檜山森林管理署にある「日本美しい森 お薦め国有林」の中で縁桂風景林、これは「森の巨人たち百選」に選ばれているものですが、地域の協議会の皆様と連携して歩道の整備を実施した例でございます。この写真が実際に整備された木道で、この桂のところに訪れている写真を掲載させていただいております。

19ページでございます。

まず左側、国有林野と一体として整備・保全すべき民有林野の整備等の取組でございます、浜松市でございますけれども、国有林に囲まれた民有林で間伐が遅れていて公益的機能の低下が懸念されたということで、民有林の所有者の方と協定を締結して、森林管理局が一体的に間伐を実施した例でございます。実際に草本類がこの場所で生息していること、表土の流出が見られないといったことが確認されてございます。

右側は国有林野の事業運営の関係で、職員がGISやドローンなどを活用した効率的な事業、

業務を進めているということでございます。事例として載せさせていただいているのは治山工事の監督業務で、遠隔臨場という技術を活用してございます。ウェアラブルカメラ等を使って、いわゆる監督職員が現地に行かなくても業務が行えるものでございますけれども、そういったことで業務の効率化が図られた例を記載させていただいているところでございます。

ミニ白書については最後、20ページは東日本大震災からの復旧・復興でございます。

左側につきましては海岸防災林の再生ということで、今、民間団体の協力を得ながら、下刈り等を含めたいわゆる保育を推進している例、右側につきましては、福島県で除伐などの森林整備を実施している、それから、旧避難指示区域内での森林整備に向けて林道の新設工事を行った例を紹介させていただいております。

以上、資料3-1による実施状況の概要の御説明でございましたけれども、もう一つ、資料3-2、本体の方で、実は昨年度の林政審議会で土屋会長、立花委員から、前年度の取組を説明して終わりではなく翌年度の取組にも触れて、次のミニ白書で「それを受けて、こういうことをやりました」という構成にしてはどうかといった御指摘を頂きました。そのことを踏まえて、令和5年度の国有林の主要取組事項ということで、資料3-2の97ページ、一番後ろを御覧いただきたいと思います。

基本的にこの文字のところに書いてございますが、管理経営基本計画に基づいて、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、森林施業の低コスト化や鳥獣被害の防止、林産物の安定供給等に引き続き積極的に取り組むことを基本として取り組むということ、それから令和5年度の特徴的な取組ということで、相続土地国庫帰属制度への対応でありますとか、国有林の立木販売結果を公表してございますので、それに取り組んでいるということ。

併せまして、下に主要事業予定量を掲載させていただいたところでございます。

以上、令和4年度の実施状況の説明でございます。

続けて、先ほど会長からお話いただいたとおり内容において関連する部分がございまして、資料4について御説明させていただきたいと思います。

資料4「国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について」でございます。

この資料につきましては、現行計画におきますこれまでの主な取組の実績と、関連する周辺情勢の変化、それと併せて改定のポイントとなるような項目をまとめたものでございます。

まず、3ページをお開きください。

左上の一つ目の○でございます。管理経営基本計画の位置づけですけれども、国有林野の管理経営に関する基本方針その他の基本的な事項を明らかにするため、5年ごとに定める10年間

の計画です。ちなみに、右側に計画の体系がございますけれども、各森林管理局においてはこの計画に即して地域ごとの計画を定めて、国有林野の実際の管理経営を進めているところでございます。

4 ページをお開きください。

新たな管理経営基本計画の策定でございますけれども、前回、平成30年12月に策定して5年経過してございますので、本年12月までに新たな計画をとということで、そのスケジュールといたしまして左側に記載させていただいてございますけれども、本日、取組の実績等々について御説明させていただいておりますが、10月には本文の素案をお示しさせていただいて、その後、パブリックコメントを経た上で12月には御答申いただければというスケジュール感をここに示させていただいてございます。

話が少し戻りますが、5 ページにつきましては現行の管理経営基本計画のポイントということで、これはもう御案内かもしれませんが、柱として一つ目、公益重視の管理経営を一層推進していくということ。機能に応じた5タイプの区分による管理経営等でございます。二つ目、林業の成長産業化への貢献等。これは木材の供給もございますし、事業体の育成等々でございます。三つ目、「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等ということで、いわゆる開かれた国民の森林としての管理経営、貸付等も含めたもので、この三つをある意味、柱として各種取組を進めています。この柱に沿いまして引き続き御説明を、いわゆる主な取組実績ということで進めさせていただきたいと思っております。

6 ページ以降は、実際の取組実績等の内容でございます。実際の内容といたしましては、先ほど御説明申し上げたミニ白書、とりわけトピックスと重複している部分もございます。このことについては適宜説明を割愛させていただくこともあろうかと思いますが、御容赦ください。

それでは、6 ページをお願いいたします。

先ほど現行のポイントということで申し上げた一つ目の柱、公益重視の管理経営の一層の推進の一つ目、機能類型区分に関する内容でございます。

公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、重視すべき機能に応じて国有林野を区分して管理しているところでございます。この機能類型につきましては必要に応じて変更しているところでございますが、基本的に、この10年間で面積が大きく変化しているということではございません。例えば上の表の2列目、これは保護林ですけれども、新設設定をしたことなどに伴って、自然維持タイプの面積については少し増加している。そういったことで増減があるところでございます。それを一覧にした区分ごとの推移の表でございます。

7ページをお開きください。

公益重視の関係の二つ目、森林整備の関係、間伐でありますとか再造林といったことでございます。

実際の内容につきましては先ほどのミニ白書のトピックスで、人工造林面積が増加したといった実績を説明してございますので、その部分については省略させていただきます。

下の方に「情勢変化等」という括りでお示ししてございますけれども、左側につきましては地球温暖化対策計画ということで、これは令和3年に閣議決定されまして、森林吸収源対策として適切な間伐の実施等の取組に加えて、エリートツリー等の再造林等によって、成長の旺盛な若い森林を確実に造成していくとされたところでございます。

また、情勢変化等の二つ目、右側でございます。これは前回の林政審でも御説明させていただいてございますが、関係閣僚会議で花粉症対策の全体像がまとめられたところでありまして、国有林におきましても伐採、植替え等の加速化を進めることになったところでございます。

次に、8ページでございます。

こちらも公益重視の関係の三つ目、治山対策の関係でございます。

こちらもトピックスで職員の派遣の実績等について御説明申し上げましたので、若干省略させていただきます。

これも下の方、「情勢変化等」ということで、国土強靱化基本計画が7月に閣議決定されまして、その内容として山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、治山対策を推進していくことなどを内容とする計画が決定されたところでございます。

引き続きまして9ページ、鳥獣被害対策でございます。

これは右側を御覧いただきたいと思いますと思いますが、正に情勢の変化ということで言うと、シカの分布域が拡大してございます。とりわけ赤い点の部分が最近生息が確認されたエリアということで、東北の北部等々ございます。そういったものも含めて、これまでもそうですけれども、地域の関係者の方々と連携して、それぞれ地域の特性に応じて取組を進めてございますけれども、例えば左側の下の写真は改良型のわな、誘引捕獲法でございますけれども、そういった手法によつての鳥獣捕獲でございまして、上の真ん中の写真はセンサーカメラを使って生息状況を調査して、防護柵等を設置する。そういったことで、いろいろな取組を組み合わせた総合的な対策を講じているということでございます。

10ページ、生物多様性の保全でございます。

これはミニ白書でも幾つか御紹介、御説明申し上げておりますけれども、例えば保護林の面

積の増加といったことがこの10年間でもございました。

また、情勢変化ということで下の欄を御覧いただきたいと思いますが、生物多様性国家戦略が3月に閣議決定されて、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する30by30目標を達成するため、国立公園等の保護地域の拡張に加えてOECM、保護地域以外での地域の設定・管理を進めていくとされているところでございます。

以上、取組の概要を御説明申し上げましたが、ここで一旦区切らせていただいて、今、申し上げたような取組あるいは状況を踏まえて、一つ目の柱の改定のポイントということで11ページをお開きください。

幾つか記載してございますけれども、一つ目、地球温暖化対策計画、花粉症対策の全体像を踏まえたエリートツリー等による再造林等の森林整備の推進、二つ目、国土強靱化基本計画を踏まえた治山対策の推進、三つ目は、生息域の拡大も踏まえた効果的かつ効率的な鳥獣被害対策の推進、四つ目、30by30目標の達成に向けた生物多様性の保全の推進といったところが改定のポイントなのかなということで掲載させていただいているところでございます。

続きまして、二つ目の柱になるところですけれども、林業の成長産業化の関係でございます。12ページをお開きください。

まず一つ目は、低コスト造林等々の関係でございます。

上の囲みにございますとおり、国有林野のフィールドを活用した低コスト造林技術等の開発・実証と民有林への普及ということで、左上の図を御覧いただきたいと思いますが、下刈りににつきましては、雑草木との競合状態を細かく判定することで下刈りの省略に努めておりますところ、上の真ん中のグラフに移っていただいて、人工造林面積が増加している中で、下刈り面積は傾向として減少してございます。また、右上の写真でございますけれども、成長のよい苗木の活用によって更に下刈り回数の減に取り組んでいるところでございます。

また、効率的な森林管理に向けてということで、行ったり来たりで恐縮ですが左下の写真、地上レーザを活用した森林調査でありますとか真ん中のドローンの活用、こうした成果につきましては、右側の表にありますけれども、全国で現地検討会などを開催して、普及にも努めているところでございます。

関連の情勢変化ということで、森林・林業基本計画において従来の施業方法を見直して、エリートツリーや新技術を取り入れて、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする新しい林業を目指す取組が展開されたところでございます。

13ページでございます。

二つ目、市町村に対する技術支援でございますけれども、森林経営管理制度の創設を踏まえて、先ほどの現地検討会での普及に加えまして、左側でございますとおり、森林管理局の職員が講師として出向かせていただいたり、右側でございますけれども、市町村によっていろいろニーズがございますので、それに対応できるようにということで、この絵は事例集ということでホームページにも掲載させていただいてございますけれども、配布する形で、いわゆる市町村の要請に応じた支援を行っているところでございます。

14ページでございます。

三つ目、林業事業体の育成ということで、これは事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、左側に四つの囲みがございますけれども、上から安定的な事業発注であるとか総合評価落札方式でありますとか、三つ目は、複数年契約ということ。これは右側にグラフを示させていただいておりますけれども、増加のトレンド。四つ目でございますけれども、一定期間安定的な事業量の確保を可能とした樹木採取権制度を始めているということでございます。こういったことを通じて育成に貢献できればといった取組を進めているところでございます。

15ページでございます。

四つ目、木材の安定供給体制の構築への貢献でございますけれども、こちらミニ白書で、国産材の供給量の大体15%程度のシェアを維持しつつ国有林材の供給量は増加傾向ということで、この辺の説明は割愛させていただきます。

右下のグラフでございますけれども、こちらは供給調整の関係で、とりわけコロナの影響があったときには実際に販売を延期する等々の調整を行ったところでございます。

更に、関連する情勢の変化でございますが、下の囲みのところ、令和5年の森林・林業白書にはございましたが、世界的な需給状況の変化でありますとかロシア・ウクライナ情勢、為替、そういったことで取り巻く情勢が複雑になってきて、海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築が必要となっているという変化を受け止めているところでございます。

続きまして16ページ、民有林材の供給に関する支援でございます。

これも先ほどから、何度か御説明申し上げておりますが、システム販売ということで取り組んでおりますけれども、その実績を活かして、左側、民有林と協調して製材工場などへ木材を直送する、民有林と連携したシステム販売を進めております。

更に右側、今年度からでございますけれども、民有林における適切な立木の取引に貢献するという観点で、国有林の立木販売結果の公表を始めたところでございます。公表イメージの上でございますとおり、立木販売の結果、これは価格だけでなく、物件情報といたしまして樹種、

材積、位置の情報、そういったものも併せて公表して、民有林におきます立木の取引において類似の林分があれば、その販売結果を参考にさせていただくことが可能になるのではないかとということで、取組を始めたところでございます。

以上、二つ目の柱である成長産業化への貢献につきましても、実績等を踏まえた改定のポイントをお示ししたいと思います。

上からですが、「新しい林業」の実現に向けて、造林の省力化・低コスト化、効率的な森林管理・木材生産を推進するとともに民有林にも普及を図るということ。それから、国有林材の持続的、計画的な供給を進め、国産材のシェア拡大による海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築に貢献。令和2年、令和3年の供給調整の実績を踏まえて供給調整機能の円滑な発揮。最後に、こうした新しい林業の実現等に向けた取組を効果的に進める手法、これがちょっとまだあれですけれども、何か検討できないかということ。これがこの柱の改定のポイントになるかと考えているところでございます。

柱の最後でございますけれども、18ページをお開きいただきたいと思います。

「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等でございます。

その中で、国有林野の貸付等に関するところでございます。

左側の表にございますけれども、貸付は国有林野全体の1%ぐらいということで、その内容については、表の区分のような内容になってございます。

その中でということで、右側に再生可能エネルギーに係る貸付の状況をお示ししております。風力、地熱といった発電施設への貸付の状況をお示ししているところでございます。

関係する情勢変化でございますけれども、再生可能エネルギーにつきましては、森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ対応していくとされているところでございます。

次に、19ページをお開きください。

レクリエーション利用の関係でございます。

レクリエーションの森、左上の表にございますとおり、利用動向を踏まえて廃止を含めた見直しを進めてきたところでありますけれども、一方で、左下にある「日本美しい森 お薦め国有林」というもの、これはポテンシャルとして非常に高い森林でございますけれども、そういったお薦め国有林に選定したものについて、整備等を重点的に進めているところでございます。

また、右側でございますけれども、令和3年度から環境省との連携を強化してございまして、右上のように共同で研修を行ったり、SNSも含めて連携した情報発信、そういった取組をこ

こ数年、進めているところでございます。

20ページをお開きください。

これは事業運営の関係で、いわゆるデジタル技術を使っているということで、左側はGISやレーザ計測、真ん中はドローン、こういったものを職員が積極的に活用しているところでございます。ドローンにつきましては各署全てに配置して、できるだけ使えるような技術的な向上にも取り組んでいるところでございますけれども、更には研修なども行っているところです。とりわけ災害調査とか境界巡視ということで、そういった技術を積極的に業務に活用しているということ。

また、ミニ白書でも御紹介させていただきましたけれども、右側、遠隔臨場なども導入しているところでございます。

21ページでございます。

こちらにつきましては国有林の債務返済の関係です。

これまで御説明させていただいてございますけれども、国有林材の供給量の増加に伴って、毎年度の返済額も増加傾向で推移してございます。左上のグラフの点線の部分でございますけれども、令和6年度の概算要求額は330億円となっております。

下に参考の表を記載してございますけれども、国有林の債務返済につきましては平成24年3月の林政審議会で令和30年度までに返済を終えるという試算を御説明させていただき、公表しているところでございます。実際これまでの返済の状況につきましては、おおむねこの試算に沿ったものとなっているところでございます。上のグラフと下の表を比較していただけると、そういった状況になってございます。

22ページ、東日本大震災からの復旧・復興でございます。

まず、海岸防災林の復旧・再生につきましては、植栽等を完了してございます。上の写真にございますとおり、現在、民間団体の皆様の協力を得ながら保育事業等を実施しているところでございます。

また、下の写真は、福島避難指示解除区域における林業再生に向けた森林整備、更には木材生産等、これを本格的に再開しているということでございます。

情勢変化といたしましては、東日本大震災からの復興の基本計画が令和3年に閣議決定されて、その中身、福島の森林・林業再生に向けて間伐等の森林整備や里山の再生に向けた取組を引き続き実施していくとされたところでございます。

23ページでございます。

こちらは新しい部分でございますけれども、今年4月から相続土地国庫帰属制度がスタートしてございます。所管は法務省の制度でございますけれども、資料の（概要）の上の方、背景の①にございますとおり、土地を相続したものの土地を手放したい、管理ができないといった状況があることを踏まえて創設されたものでございます。

下の囲みに「手続イメージ」とございますけれども、土地を相続した方が手放したい場合は左側の①、法務省に申請することができて、②、法務省で一定の要件について審査を行い、承認された場合、③、10年分の土地管理費相当分の負担金を納付するという仕組みでございます。

ちなみに、林野庁の関わりでございますけれども、上の囲みの二つ目の○のとおり、申請があった土地のうち森林につきましては、法務局の審査に森林管理局が協力する。それから、実際に帰属した土地については国有林として管理していくということで、今後の取組となっているところでございます。

24ページ、3つ目の柱について、同じくポイントでございます。

「国民の森林」ということで、一つ目でございますけれども、森林・林業基本計画における考え方を踏まえた再生可能エネルギーに係る貸付等、適切な対応をする。ドローンなどを活用して効率的な事業運営を進める。東日本大震災関係につきましては、第2期復興・創生期間以降における復興の基本方針を踏まえた森林整備等を推進する。それから、最後に申し上げた相続土地国庫帰属制度において、帰属した森林の管理等に対応するというところでございます。

以上、たくさんかつちょっと走りながらの説明で恐縮でございますけれども、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○土屋会長 非常に膨大な資料にもかかわらず簡潔に御説明いただきました。ありがとうございます。

先ほどから申し上げておりますように、今、いわゆる国有林のミニ白書と管理経営に関する基本計画の両方について、続けて御説明いただきました。お分かりのようにかなり関連しているので、これからの審議も両方をまとめて扱いたいと思っております。ただし、御説明の量がかなり膨大だったので、ちょっと皆さん頭が疲れ気味かもしれませんので少し時間を取りたくて、私がおの間に少し御説明して皆さんのリフレッシュをしたいと思うんですけれども、要するに、管理の基本計画と国有林のミニ白書の二つがあるわけですね。今回、国有林のミニ白書の御説明にあったように、ミニ白書の特徴として、事例をすごくたくさん載せている。全体の森林・林業白書もかなり事例が多い方ですが、それと比べてもかなり事例が多いのが特徴です。

ただ、そのバランス上、時系列的な数字が少し少なかったことがあったんですが、実は林政

審議会のこれまでの毎年の審議の中で何回かそういう指摘があつて、今回を見ますと、基本的に言うと、時系列で3年間の変化を必ず押さえていただいている、もう少し長い期間についての押さえもありますし、今回のミニ白書については一般会計化後10年ということで、その10年間でどれぐらい政策上の変化、情勢の変化があつたかを踏まえた総括もされています。

管理経営の基本計画の方は、そういった5年間、毎年出されたミニ白書も踏まえながら新しく計画を作っていくことになるわけで、何回も言いましたように、今回はそのキックオフになるわけですね。

今回、私がすごく分かりやすいと思ったのは、それぞれページ若しくは項目ごとに「情勢変化等」というのが下の方に書いてあつて、こういう情勢変化があつたからこうなったという説明がされていたことです。

もう一つは、これはこれまでもやっていたのかな、項目ごとに1ページ使ってポイントを示されているのも、是非これは本文にも反映させていただきたいなと思うんですが、その辺は御議論のときにも御参考になるかと思います。

それで、これからの審議ですが、ミニ白書は今日諮問があつたばかりなんですが、この後、答申までいきます。審議が終わった後、答申までいきます。そういう意味では、そもそもこれはどうなんだという議論はちょっとしにくくて、この表現、この説明の仕方でいいのかどうかという、言い方として微修正になるかと思います。これは修正は全然駄目ということではなくて、そういうことも含んだ答申もあり得ますので、そこは御了解を頂きたいんですが、基本的にはそういうものです。

それに対して管理経営基本計画の方は、これからどういう計画を作っていくかということで、例えばミニ白書の一般会計化後10年間の変化とか、そういうものも盛り込んで変えていくべきものなので、これについては様々な御議論が可能だと考えております。ですから「次期計画についてはこういう方針でいった方がいい」といったようなかなり骨太な御意見、御議論も頂ければいいなと思っております。

長々と申し上げたのは少し皆さんに頭のリフレッシュをしていただくためだったんですけれども、それでは、これから審議に入りたいと思います。

いかがでしょうか。

○丸川委員 これは質問ですので表現を変えていただく必要はありませんが、前半の7ページの左側、考え方を分析してありますけれども、快適環境形成タイプというのは歴年推移を見てもパーセンテージゼロ、ほとんどないということですが、パーセンテージゼロでもやはりこう

いう区分を引き続きやっていかなければいけないのか、例えば一つ上の空間利用タイプ等と一緒にできないのか。ゼロをずっと続ける意味は何ぞやというのが一つ。

それから、感想を先に申し上げますと、後半の御説明、非常に分かりやすかったと思っております。特に会長がおっしゃったように、情勢変化のところがあって内容が非常につながったということございまして、これは私は非常によく理解できたということでございます。ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

私の方で申し忘れたんですけれども、今、どの資料に基づくかを言っていました。例えば今でしたら資料3-1になりますけれども、是非そういうところを言ってから御質問、御意見を頂ければと思います。

ほかに質問や御意見があればまとめて御回答を頂くようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○斎藤委員 白書本体、資料3-2からでもよろしいでしょうか。

○土屋会長 どうぞ。

○斎藤委員 事例の写真を載せていただいて、非常にイメージしやすくなっております。その写真の大半には「いつ、どこで」の情報が明示されて、信頼性の高さが感じられる記載となっております。しかし、中にはその記載がないものもございます。フェイクニュースが社会的問題となっていて情報の正確さを明示する姿勢が問われる昨今ですので、それらに関しても「いつ、どこで」の情報をできる限りご加筆いただけたら好ましいと存じます。

それから「ウッドショック」という言葉ですが、そろそろ巻末の用語解説に載せて、用語としての扱いをしてもよいのではないのでしょうか。現状から鑑みてこの語は、歴史を振り返るときにコロナ禍で翻弄された森林・林業史的一幕としてのキーワードとなり得ると存じます。これまでは「いわゆるウッドショック」という使われ方でしたが、「いわゆる」を外した記載とする方向ではいかがでしょうか。

その他、些末ですが、ミニ白書（資料3-2の66ページの表-18）で3年間通じて＜0＞の記載があります。3年分が記載されていることで時系列で掴みやすくなっていますが、3年間を通じてゼロの項目を載せる必要があるか、その必要がわかるようにしていただくことは可能でしょうか。たとえばコロナ禍の影響でこの3年間で偶々ゼロだったなど理由がありましたら、そのように注記いただけると読みやすくなるかと存じます。

○土屋会長 ありがとうございます。

一番最後、資料3-2の66ページ、表-18ですよね。この<0>ですね。注1では……

○斎藤委員 注1に内容の記載はありますが、データ記載が3年間通してすべてゼロならば載せる意味があるのだろうか、載せるべき項目なら必要性がわかるようにしていただけることを希望します。

○土屋会長 載せる意味ですね。了解。

○斎藤委員 はい。疑問に思う読者もあろうかと存じます。

○土屋会長 ありがとうございました。

もうお一方ぐらい、もしあれば。

○吉川委員 令和5年から立木公売の結果を公表していただいております、これは我々林業者にとっては非常に有り難い話だと思っております。ただ、先ほどもお話にありましたけれども、ウッドショックの時には、木材製品の価格は、2倍から3倍に上がりましたが、私の実感では、山元立木価格に関してはほとんど上がらなかったという認識を持っています。それで、例えば今のようなデータの公表があれば、その時期の立木価格が一体どうなっていたのかというところも正確につかめるのではないかと思った次第です。

その中で、もちろん山元の収益性を高めなかったら持続的な林業ができないことは明らかであり、同時に労働者の賃金も上げていかないと労働者の確保ができないわけですが、この2つの命題を何とか解決していかななくてはいけないわけですが、資料3-2の林産物等の販売状況には立木の価格と販売量が示されており、これを示していただけると、おおよその単価はどのぐらいだったのか分かります。

○橘国有林野部長 すみません、国有林野部長です。

吉川委員がお持ちの資料については事前説明の時期の関係でその後修正しており、それだと林産物収入しか分からないという御意見も頂いたのではほかの収入の分も全部載せたトータルの収入の表に差し替えて、ご覧いただいた表についてはホームページに移しました。

○吉川委員 そうですか、それは失礼しました。これで見ますと1立方メートル当たりの単価が、2,200円弱になるのですが、この中には分収造林の分も含まれているので、通常の立木販売は1立方メートル当たり4,000円ぐらいと聞いています。この1立方メートル当たり4,000円では、我々森林所有者としては、これは再造林しようという価格では全然ないんですね。例えば1ヘクタール当たり400立方メートル伐採したとして、4,000円×400立方メートル＝160万円となりますが、この金額では、再造林費に加え、少なくとも50年間の維持管理費を踏まえると、とても再投資したくないのが現状です。

ですから、この辺を何とか改善していかななくてはいけないわけですが、その方法として、やはり国内最大の木材供給者である国有林がプライスリーダーとなって頑張っていたかなくてはならないだろうと考える次第です。

国有林にしても、債務の返済のために今年は187億円を返せましたが、最終的には年間400億円から500億円を返さなければいけないわけですが、毎年この400億円、500億円を返すのに、量でカバーするような金額ではないですよ。国有林としても木材の販売単価を上げていかなければ債務返済も厳しいのが現状ではないでしょうか。

そのため、一体どうしたら立木単価が上がるのですかという大命題を解決するための方策をみんなで考えていかななくてはいけない話だろうと思います。これは流通関係者、加工関係者、そして我々山元関係者も含めて総合的に考えていく課題であり、いかに山元へお金を還元しながら造林ができるような状況を作っていく政策が必要なんだろうと私は思います。

お金の話はそれぐらいにしまして、次にシカ対策についてですが、これは是非私どもからもお願いしたい話でございます。

例の囲いわなとか小林式誘引捕獲法だとか、この辺でかなりシカの捕獲量が上がっていることは報告されておりますが、現実の問題としてシカによる森林被害は非常に大きい状況にあります。地域ごとに状況が違うのは分かるのですが、どの地域にどの位のシカが生息していて、どの位のシカを獲れば被害が減るのか、目安になるようなデータづくりも必要になってくるのではないのでしょうか。国有林の開発したわなによる捕獲技術は、民有林関係者にとっても非常に有り難い話だと思っています。

このほか、皆伐更新に向けた技術開発等の取組がたくさん紹介されていますが、私どもとしては、国有林の広いフィールドを活かして、造林から育林、伐採に至るまでの森林施業の技術開発に関して、どのようにやったら成功し、どのようにやったら失敗したのかデータを公表していただければ有り難いと思っております。地域で一緒に取り組んでいる方は分かりますが、外部の者にはこの辺のデータは分からないのが現状です。是非今後の技術開発に当たりましては、幅広くデータを公開していただく方向で考えていただければ有り難いと思います。

長くなりましたが以上です。ありがとうございました。

○土屋会長　ありがとうございました。

吉川委員の今の御意見は、基本的に言う和管理基本計画についての議論と考えてよろしいですね。

○吉川委員　そうです。

○土屋会長 立花委員、手を挙げていただいたんですけれども、まずは回答を頂いてからにします。

3名の委員から質問を頂きました。論点はかなり多岐にわたりましたが、よろしくお願いいたしますします。

○眞城経営企画課長 まず、丸川委員からいわゆる区分のお話の中で、快適環境形成タイプの話がございました。ちょっとお手数ですけれども、ミニ白書本体の14ページを御覧いただければ有り難いと思いますけれども、空間利用タイプとの違いが区分上、内容的には非常に大きいのかなと、実際面積そのものについては非常に少ないということございますけれども、快適環境形成タイプにつきましては、道路とかいろいろな汚染物質が発生するようなところで、その吸着が機能としてあるような樹木が植わっているような森林の維持ということでございます。目的としてはほかのものとなかなか一緒にできないのかなということもございまして、今の状況からいたしますと少なからず、この区分については維持していくことが望ましいという認識でございます。

御指摘は頂いたということで、中身はまたいろいろと検討する余地はあるかと思っておりますけれども、現状としては、そのようなことで御理解いただければと考えているところでございます。

それから斎藤委員から、これもミニ白書の写真でございますけれども、「いつ、どこで」と明示すべきだろうということで、実際にはいつ、どこでというところに重点を置いた資料でない場合もございますけれども、そうでなくて記載した方がいいという状況、その方が情報としてより良いといったものについては、ちょっと検討させていただくとともに、すべからく全部の写真に時期等を入れるのがいいかどうかといった点も、少し検証させていただきたいと思えます。

それから、吉川委員から幾つか、ちょっと前後してしまうかもしれませんが、シカの関係で御意見、御指摘を頂いたかと思えます。

実際に今、普及に取り組んでいる手法につきましては、要はあまり難しくない、そんなに経験がない人でも使えるということに視点を置いて広げているということで、そういった方にも実績を出していただける手法で、それを展開するというので、実際その技術者が——これは近畿中国森林管理局から本庁にきていますけれども、最近では東北も含めて講習会等をやっているということで、それは御意見、御指摘を頂いたような形で普及に努めていきたい、それによって結果としてシカが捕獲できるようにと。

それからシカの捕獲につきましては、国有林だけの目標というよりはむしろ地域の目標で、

半減させるといったことも含めて、国有林としても捕獲する、若しくは地域と協働して協定を結ぶなどして地域で捕獲するという事で、そこは連携して地域の目標に向けて対応していくといったことが望ましいのではないかとということで、引き続きそういった対応をしていきたいと思えます。

立木の価格の関係につきましては、御指摘と、それから評価も含めて頂いたのではないかと思いますが、今年から実際に国有林のそれぞれの実績を公表させていただいています。これは地域の状況によって、適正な価格がいくらかはちょっと分からない側面、立木販売はとりわけそういう性格があるかと思えますけれども、実際、先ほども御説明させていただいたとおり、公表させていただく内容につきましては、場所や樹種の状況も含めて立木販売結果をかなり細かく見ていただけるようになっており、まずは数字そのものに一定のいいとか悪いとかいうよりも、むしろ公表する項目をたくさん開示させていただいて、その中で地域の民有林の方々に、これが取引として、ある意味価格としていいのかどうかという御判断の材料にしたいということで、それが結果として適正というか、しかるべき価格で取引されることにつながればいいのかなと。そういった趣旨で公表という取組をさせていただいてございます。

始めたばかりでございますので、この公表の数字そのものも今後、少しまとめていくといったことも含めて、これは我々がやるのか専門家の方々にやっていただくのかはありますが、実績を積み重ねていくことによってそういった効果は、今後でありますけれども期待できるのではないかと。そういったことでの活用をしていただけるよう、引き続きこの取組を進めていきたいと考えてございます。

○橘国有林野部長 斎藤委員からウッドショックについて、言葉を使ってもいいのではないかと御意見を頂きましたけれども、一応この場合は国有林のミニ白書ということで、国有林のミニ白書で初めて「ウッドショック」を単独で使うみたいなことは多分余り適当でないと思えますので、御意見いただいたところを林野庁全体で検討することになるのかなと思うので、この場では御理解いただければと思っております。

それから、資料3-2の66ページの表-18で、＜0＞を載せる意味ですが、これはシステム販売の中に丸太で、素材で売るシステム販売と立木で行うシステム販売の2種類が一応あって、ほとんどは素材なんですけれどもたまに立木でやるのがあって、その場合に素材に換算したときに幾らになるかという足し算をしなければいけないので、そのときに入れるということで作っていて、たまたまここにある3年度分についてはゼロだと。過去にこれがつながって、何といいますか、以前には実績があった年があるので、連続性の問題で、ずっと見てい

る方からすると一応この年はゼロだったんだなという確認ができる。そういう意味が一応あります。ただ、今後どうするかは、今後のこととして検討したいと思います。

債務返済については、この単価で返済できるのかというご指摘かなと思いますけれども、今のところは頑張っていくということなのですが、今後、販売量についても、基本計画にありますように国産材の供給量を伸ばしていく、そういう中で国有林も一定の割合を維持していくというか、シェアを保っていくということですので、国有林も伸びる部分があると思っていますので、その伸びる量がどのぐらいになるかということで、今後の見通しは、現時点では頑張りたいと思っておりますが、今後どのようなようになるかについては、今日の御意見も含めて今後、どのような資料がお出しできるのかといったところを考えていくこととしたいと思っております。

○嶋田業務課長 業務課長でございます。

吉川委員から、話の流れで収益性の話がございました。山元の立木価格がなかなか、再造林等に見合うような価格ではないという御指摘だったと思います。

その点につきましては、国有林としましては今回の資料でもあちこち載せていますけれども、低コスト化への取組とか、あるいは素材生産の生産性の向上の取組を進めて、我々は請負等で仕事をしておりますので、業者の方に参画していただいてそういうことを進めることで、ひいては日本全体の林業の低コスト化とか生産性の向上、収益性の向上につながるのではないかとということで取り組んでいるところでございます。

その関係で、我々いろいろなところでいろいろな実証をしております、そのデータが非常に貴重というか、役に立つものがあると考えております。ひょっとしたら分かりにくいところにあるのかもしれませんが、技術開発関係のページを国有林のウェブサイトの中に設けております、そういうところなるべく分かりやすく発信するには心掛けているのですが、その辺り、どういったやり方がいいのかについては、これから工夫を凝らしていきたいと考えております。

○吉川委員 ありがとうございます。

一つ、債務の件ですが、200億円を返すのと400億円を返すのでは販売量を倍にしないといけないのですが、今の状況で販売量を簡単に倍にするのは難しいと思います。努力しますというのは分かるのですが、やはり販売単価を上げなかったら無理と思います。これは林産物の売上で返すことが前提でしょうから、林産物の売上を上げるためには量か単価ですよね。やはり単価を上げなければ厳しいのではないのでしょうか。

それから、低コスト林業の話ですが、要するに、林業に人を何とか集めるためには林業が魅力的でなくてはいけないわけですね。では、例えば先ほどの1ヘクタール当たり160万円の収入で人が集まるのでしょうか。「今後、低コスト林業をやりますから懐に残りますよ」と言っても「今、残っていないでしょう」と言われるとどうしようもないですね。その辺のところを何とかしなくてはいけないのが非常に切実な問題です。人集めにしても立木単価についても非常に切実な状況にあるということを御理解いただければいいと考えます。

ありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございました。

議論はまた次回できますので、やりましょう。

立花委員、お待たせしました。

○立花委員 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

吉川委員の御説明、立木価格が上がっていく必要があるというのは正にそのとおりでなと思いました。国有林については、日本林業のフロンティアとしていい方向へ持って行ってほしいと強く願っています。これから私、三つの点をお話ししたいと思います。

まず一つが、ミニ白書、資料3-2の最後のページに次年度のことを書いていただいた点、大変ありがとうございました。

これについて、一つお願いがございます。管理経営基本計画のポイントが三つあるわけですが、できればそれに沿った形で記載があると、我々としてはより認識しやすくなる、あるいは進捗をより把握できるようになると思います。例えば今回については、公益重視の管理経営の一層の推進の部分は何らか取り組む必要があると思いますので、その辺りの充実も加筆を検討できるのであればお願いしたいと思います。

それから、先ほど斎藤委員からお話があった用語についてです。

ウッドショックについては、私もいつも「いわゆる」と付けていますけれども、今まで少なくとも3回、新聞上ではあるんですね。もしウッドショックを書くとしたら、第1次、第2次、第3次がどのような内容なのかをきちんと説明した上で定義づけることが必要になります。用語を固定化させていく上では、そうした定義づけを是非お願いしたいと思います。

それから次期の基本計画づくりの中で、林道については新規だけではなく修繕の必要性も出てくるのではないかと考えています。こういった形で可能かは分かりませんが、林道を修繕して、例えば何らかの災害のときの道に使えるような状況を保つとか、一方では施業をしっかりとやっていくための道として使っていくとか、そうした複眼的な観点も含めて、新規だ

けではなく修繕という観点での林道、作業道等についての検討もお願いしたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方からの質問、意見をもう少しまとめてからお答えいただこうと思いますが、いかがでしょうか。

○出島委員 日本自然保護協会の出島です。ありがとうございます。

資料4の10ページが中心になると思いますけれども、次の基本計画策定に当たって、下の情勢変化に書いてあるとおり、30by30目標は非常に重要になってくるかなと思っております。

その中で、既にここに書かれているとおり、保護林の拡大、拡充であつたり国立公園に場としてしっかり提供していく、協力していくことも重要だと思っています。保護林については拡大はなかなか難しいと思いますけれども、一方で、国家戦略の策定の中にはネイチャーポジティブという、自然を再生、復元していくような概念が入っていますので、実は平成28年ですか、改正した際に保護林の中にも復元という概念は入ってきていますので、その復元といったところをうまく使っていくということもあるのではないかと考えています。

もう一つは、ここにも書いてあるOECMという概念を森林においてしっかり主導して、うまく使っていくことが必要ではないかと考えています。OECMというものは保護地域以外のところで、自然保護であつたり生物多様性が第一目的ではないけれども、結果的に生物多様性が保全されているようなところを増やしていくことが30by30の中の一つの重要な概念で、なのでOECMがポイントだと思っていますので、例えば林業をしながら生物多様性がしっかり維持されているようなところをどういう考え方で、どういう施業で実現していくのかは、先ほどから国有林で技術開発という言葉がありましたけれども、国有林が主導し、次に民有林へ広がっていくような動きにつなげていくことが重要だと思っています。

30by30目標の30%に向けて、まだ九州1個分ぐらい保護地域を増やさなければいけない。10%はそれぐらい大きな面積だということですので、国有林だけではなく民有林にうまく広げていき、それをサステナブルであつたりネイチャーポジティブな資材が欲しいという人たちにしっかり供給できるような体制にしていくのは、成長産業化みたいな文脈にも位置付くのではないかと考えています。

○土屋会長 ありがとうございます。

丸川委員が退席されます。どうもありがとうございました。

もう一人ぐらい、もし続けて頂ければ。

福島委員、どうぞ。

○福島委員 まずミニ白書に関してですけれども、全国の大変特徴的な取組を多く取り入れられて、バランスよく、分かりやすくまとめていると思います。

令和4年度のミニ白書はこれでいいと思うんですが、これからのことで、これは実施状況の報告なので「こういう取組を行いました」という内容になるのは当然なんですが、もし大きな課題を感じられた取組などがあれば、その課題も含めて記載されますと国民と問題点を共有できるのではないかと、また、今後の新たな計画を策定する上でも役に立つのではないかと感じました。

また、このミニ白書、本当に林野庁の職員の方の創意工夫によって毎年内容がブラッシュアップされていて、非常に進化しているなと感じています。それだけに、関係者だけではなく、いかに幅広く多くの国民に取組を知ってもらうかという情報発信の工夫は、今後も引き続き重要なテーマだなと感じます。カーボンニュートラルとか生物多様性の観点から、森林資源への国民の関心は今、高まってきていると思いますので、関係団体への配布とかホームページへの記載はもちろんですけれども、それに加えて動画の活用であったり、あるいはSNSなども活用できるかもしれませんけれども、情報発信の在り方については引き続き工夫していただきたいと思います。

それから、新しい基本計画についてですが、改定のポイントについては御説明いただいた方向でいいのではないかと思います。

定量的、定性的な目標を掲げられる取組についてはできるだけ目標を掲げて、先ほど御意見もあったと思いますし、土屋会長からも進捗状況の管理が分かるようにというお話もありましたけれども、できるだけ目標を掲げて、その進捗状況が分かる形で毎年のミニ白書がまとめられると非常に効果的なのではないかと感じます。

○土屋会長 ありがとうございます。

○松浦委員 資料4の23ページ、相続土地国庫帰属制度ですけれども、これは国有林にとってはすごく重荷になるのではないかと心配しています。近畿中国森林管理局ではパッチ状になった小さな国有林が各地方に存在し、それを少ない要員で管理しているようで、この制度によりかなり国有林に負担が来るのではないかと心配しているところです。

そのために、国有林のデジタル化をより一層推進する必要があるのではないかと考えています。つまり、森林を適切に管理するのであれば、詳細な地形図とか現存量の把握、こういったものがベースにあって初めて森林計画制度の適切な運用とか森林整備の促進ができるわけですので、そういったことを目標として、現在、各都道府県では森林簿とか森林基本図のデジタル

化を進め、データセットの標準化やデータベースのクラウド化を進めていると思うんですが、一方で国有林の現状がちょっと見えない気がしました。

多分これを、やはり各都道府県よりも一層先行的に推進する必要があると、そうなると、例えば5年後などの具体的な目標とそれを達成するためのロードマップみたいなものがあると各都道府県にとって非常に刺激になりますし、今後の管理経営をどうしていくかといった指針にもなり得るのではないかと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、4人の委員から多様な御意見、御質問があったと思いますが、お答えをお願いいたします。

○嶋田業務課長 立花委員から路網、林道の修繕の話がございました。

まさしく今、豪雨等が頻発していて、既存の林道が寸断されたりということも非常に多くなっております。森林・林業基本計画の中でも強靱化とか長寿命化を進めていくと書いておりますし、我々としましても、寸断された林道が使えないというのは新設を延ばすのと比べてより影響が大きい場合もございますので、これからそういう国土強靱化の取組を進める中で、そういった林道の改良はしっかり進めていきたいと考えております。

○橘国有林野部長 立花委員から資料3-2の一番うしろ、97ページの令和5年度の主要取組事項のところを充実をとという御意見を頂いたんですけれども、この主要取組事項というのは、事業予定量の部分は特にですけれども、年度の早い段階で、公表・説明している計画量がございまして、若干調整に時間を要するかなと思いますので、頂いた御意見を受けて、例年の主要取組事項の公表の段階から考えていきたいと思いますので、来年に向けて検討させていただければと思います。

○眞城経営企画課長 出島委員からお話がございました30by30、これは生物多様性の関係で実際に取組の方向が出ているわけでありまして、御案内のとおり、基本的に国有林はそもそも保護地域が多いということで、そこの取組をしっかりやる。先ほど保護林のところ、難しい部分とのご指摘があった拡大でございますけれども、候補といったところにつきましては今もまだ検討しているところがあり、そういったところもはじめ、OECMの関係につきましては、いわゆる国の制度についてまだ環境省を中心に検討中でございます。内容が明らかになれば、国有林として取り組むようなことが出てくることは間違いございませんので、そこはしっかり対応していく。そういったことについて全体の、先ほどネイチャーポジティブの話もございましたけれども、そういう全体のバックグラウンドになる部分も考慮しながら、実際計画にどうい

うことを記載していくかをしっかり検討していければと考えているところでございます。

それから、福島委員から頂いた御意見、御質問でございますけれども、情報をもっと発信するという御指摘だったと思います。

実際のところ、ミニ白書ということで、冊子で言いますと大体6,000部刷った形です。これは関係のところにてできるだけ広くお配りさせていただいて、見ていただく。ただ、当然冊子だけでは限界がございますので、今、御指摘があったとおり、いわゆるネットワーク等も通じた形、若しくは配布した先でも更にいろいろなお願いをするといったことで、より発信の効果を高めるような対応は引き続きさせていただきたいと思います。

それから目標について、定量的なものも含めて、それが進捗がわかるというところで非常に効果的ではないかという御指摘がございました。

実際この管理経営基本計画につきましては、どちらかというと方向を定める、方針を定めることが主たる計画の内容となつてございますけれども、実際の事業等につきましては計画の体系の中で、いわゆる森林管理局長が定めるものが複数ございまして、そちらの中でしっかり定量的、いわゆる現地での調査によるものも含めて計上しているもの、こういったものと併せ持つて、いわゆる進捗をしっかりと管理し、対応していくということで、そこは実際そういう仕組みの中で対応させていただければ。また、方向については、定性的なものになる部分が多いかと思っておりますけれども、そこは新しく検討する中で考えさせていただければと思います。

○橘国有林野部長 松浦委員からの国庫帰属の事業が重荷になるのではないかというのは、今のところまだですけれども、今後どのぐらい面積が出てくるかにかかっているかと思っておりますので、そこは今後の推移を見ながら、必要によっては組織要求等も含めて我々、対応していかなければいけないかなと思っております。

それからデジタル化のところについては、資料4の20ページで幾つか御紹介させていただいておりますけれども、森林に関するデータの関係で言えば、民有林に比べれば国有林は比較的森林情報がそろっているところもありますので、今のところ森林GIS、国有林GISと言っているんですけれども、これはかなり進んでいるのではないかなと思っております。国有林の計画の策定だとか事業の実行に合わせた形で使えるような形になっていますので、今のところこれで、データの精緻化は進めていかなければいけないんですけれども、これをベースにして徐々にそこを進めていく段階かなと。

我々、どちらかというと広い面積で、だんだん人が減っているところもあるので、やはり移動の時間というか、森林の現場に行くまでの車の時間とか、行ってから山を歩くその時間等も

何とかして短縮できないか、縮められないかなというところで、ドローンだとか遠隔臨場だとかを非常に重要視していて、朝、署を出かけて行って治山の現場に行って監督するまで、実際はお昼に監督が始まるみたいなことになるわけですがけれども、それで1時間ぐらいいて戻ってこないと夕方になってしまいますみたいなことなんですけれども、それを、朝、机に座ったところからやれる。現場に行っている業者の方にカメラをセットして、「あそこに行ってくれ」という話で見ながらやる。そういうことも始めたということですので、そういうところで、少ない人数で何とか広いエリアを管理していく手法を突き詰めていきたいと考えております。

○土屋会長 大体お答えしていただきましたかね。

実は4時終了ということで、私の采配が悪くてもう5分前になっております。これからまだ答申や予算概算要求の説明等もありますので、そろそろ今日の御議論を一旦終わりにしたいと思えます。

今、何人かの方と目が合ってしまったんですけれども、まだ御意見を頂いていない方がたくさんいらして、準備されていたと思うんですけれども、次回まだ管理経営基本計画については検討が続きますので、そのときまで取っておいていただければと思います。忘れなければ、今日御発言いただけなかった方をなるべく優先できればと思っております。

今、二つの議題を一緒にやったわけですが、基本計画については、今、申し上げましたようにまだ続きます。

一つ座長から事務局にお願いしたいのは、吉川委員、それから立花委員からも少し関連してあったと思いますが、債務返済の今後の試算についてです。

これについては林政審議会場で公表されたものが、前ですと平成24年なんですけれども、それが事実上、公式の林野庁としての見解となっています。それからもう10年たっているわけで、そろそろ次の新しい、情勢の変化に合わせた返済の見通しをこの場でも少し出していただいた方がよろしいのではないかと。先ほど国有林野部長からも少しそういう御発言があったと思いますが、もし可能ならば、次回等に少しでも出していただければ有り難いと思っております。

それから1点だけ私、時間がないと言いながらあれなんですけれども、1点だけ短く言いますと、国有林野が一般会計化をしてから10年なんです、その前の国有林の抜本的改革からは25年なんです。つまり四半世紀、国民の森林を標榜して、債務返済についても抜本的なところが変わった、そこから25年たつので、是非この辺も含めて基本計画は作っていくべきだなと私は思っています。

以上が基本計画です。まだこれから議論をしましょう。

ミニ白書につきましては、一番初めに申し上げたように、ここで林政審議会として取りまとめを行う必要があります。つまり、今日答申を出さなくてははいけません。そちらにいったほうがいいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○土屋会長 御議論の中で比較的簡単に修正できる部分もありますので、それについては会長一任ということで、修正については事務局と相談させていただきますが、基本的な内容については今回提案があったものをお認めいただくという方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○土屋会長 そうしましたら、もう一度正式に申し上げますが、農林水産大臣から諮問のありました令和4年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきましては、適当である旨の答申をしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○土屋会長 ありがとうございます。

皆さんから異議なしという御意見を頂きましたので、そのように答申させていただきます。

それでは、先ほど答申していなかった議事（2）全国森林計画の策定について、つまり全国森林計画についての答申、それから今の令和4年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況、つまり国有林ミニ白書についての答申書の手交に移ります。

まず、全国森林計画からです。

農林水産大臣 野村哲郎殿。

林政審議会会長 土屋俊幸。

全国森林計画の策定について（答申）。

令和5年4月25日付け5林整計第65号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記。

全国森林計画の策定について、別添のとおり定めることが適当である。

以上です。

（土屋会長から青山林野庁長官へ答申文を手交）

○青山林野庁長官 ありがとうございます。

○土屋会長 農林水産大臣 野村哲郎殿。

林政審議会会長 土屋俊幸。

令和4年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（答申）。

令和5年9月12日付け5林国経第45号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記。

令和4年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、別添のとおり公表することが適当である。

（土屋会長から青山林野庁長官へ答申文を手交）

○青山林野庁長官 ありがとうございます。

○土屋会長 皆様、どうもありがとうございました。

それでは、最後の議題です。

議事（6）その他としまして、令和6年度林野庁関係予算概算要求の概要について事務局から御説明をお願いいたします。

○望月林政課長 林政課長の望月から概算要求の説明をさせていただきたいと思います。

まず、総括表を御覧いただきたいと思います。

令和5年度当初予算額を見ていただきますと、林野庁予算は大体3,000億円でございます。このうち3分の2が公共事業、森林整備事業ですとか治山事業。そして3分の1が非公共事業という組合せになっております。

令和6年度要求でございますが、これは財務省から示されたシーリングに則して、目いっぱい要求させていただいているところでございます。要求額が3,557億円でございます。

次のページを見ていただきたいと思います。

今度は概算要求の重点事項の話でございます。

タイトルでございますように、今年の予算のポイントは、新たな花粉症対策の展開を位置づけたことでございます。

①から④までいろいろ並んでいますが、この①花粉削減・グリーン成長総合対策は、いわゆる非公共事業でやらせていただくものでございます。もちろん従来から行っている施策も花粉の削減に効果があるわけございまして、花粉対策とは切り離せないと考えております。また現場の、例えば都道府県の方々にとって予算の使い勝手がいいかどうかという観点に立った場合は、やはり一つ交付金にまとめた方がいいだろうということでございまして、①の下「・」の3行目にございますが、新たな花粉対策と既存政策を併せた交付金を創設するところが今回の対策の大きいポイントです。

具体的には、まず、アが新たな花粉症対策で、イからケまでが従来対策となっております。このアにつきましては、また後ほど詳しく説明させていただきますので、このページは飛ばさせていただきます。

次のページをめくっていただくとオからケまで項目が並んでいます。木材需要の創出・輸出力の強化、そして山村活性化までありますが、この次のページをお開きいただきたいと思います。

今度は②、公共事業でございますが、この森林整備事業の中でも、一つ目の「・」に書いてございますように花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進する、これを新たに位置づけたということでございます。

残りは、治山事業等をやっていくということです。

次に、参考資料に移ります。

1 ページ、花粉削減・グリーン成長総合対策を御覧いただきたいと思います。

こちらのポンチ絵が先ほど御説明した交付金への一本化のイメージでございまして、左側の黄色が新しい対策、右側の緑が既存対策でございます。新しい対策を中心に御説明します。

これは5本の柱から成っております。一つ目がスギ人工林の伐採・植替え等の加速化でございまして、まず、※にありますように、森林整備事業を使ってスギ人工林の伐採、植え替えをやるんだと。それに加えて、非公共事業として意欲ある林業経営体に森林管理を委託できるように、所有者に協力金を配る制度を創設したいと考えております。

それから、伐っただけでは駄目なので、やはり需要拡大を図らなければいけないというのが二つ目でございます。現在、横架材は外国製品の割合が9割でありますので、ここをスギ材に置き換えていこうということで、そのための集成材工場とか製品保管庫を造るということ。2番目が、今、申し上げた川中だけではなく、川下の方々にも使っていただかなければいけません。したがって、建築業者の方が例えばスギJAS構造材を利用したときに、部材費とか加工費、運賃の半額程度を支援させていただけないかということです。3番目が国民運動でございまして。

三つ目は、やはり植え替えるときには花粉の少ないものに植え替えていこうということでございます。1番目は原種苗木の生産施設、これは森林総研でやらさせていただきます。2番目が都道府県段階での採種・採穂園の整備、3番目がコンテナ苗生産施設の増設ということで、官民挙げた増産体制を整備していくということです。それに加えて、細胞増殖技術を活用した花粉の少ない苗木の大量増産技術の開発を支援する。そして、花粉苗木ができれば今度は広

域流通させていく。やはり苗木の流通は地域段階に止まることが多い傾向がございますが、得意な県で作ればその苗木が余ってきますので、今度は苗木生産が少ない県に広域流通させる支援も行っていきたいと考えています。

四つ目が林業の生産性向上、労働力の確保でございます。例えば川中の木材加工業者が川上に進出する際に必要な林業機械の整備を支援する、あるいは建設業者とか農業の方々が実際に林業に入ってくるときの連携を支援するとか、外国人材も活用していこう、こんなことをやりたいと思っています。

五つ目が花粉の飛散量の予測・飛散防止でございます。1番目は花粉着花力調査、今までやっていますが、23都道府県に加えまして沖縄県を含めた残りの23県、すなわち全国46の都道府県でこの調査をしていきたいと思っています。2番目は、飛散防止剤も早めに、5年を目途に農薬登録の実用化に向けて、これまでの大学での研究レベルではなく現場での実証試験、あるいは環境影響調査を実施していきたい。

こういうことが内容でございます。

左の取組に対して、右側に書いてあります既存施策も併せて、この交付金の中で一生懸命やっていきたいということでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今回は、キーワードとして「花粉症対策」がかなり大きく取り上げられていることが、今の御説明でよく分かったと思います。

実は時間が余りないんですが、もし確認のための御質問、御意見がありましたら。いかがでしょうか。

○吉川委員 すみません、知識がないので分からないんですけども、いわゆる花粉の少ない苗木とエリートツリーはイコールと考えてよいのですか。

○福田森林利用課長 花粉の少ない苗木は無花粉、少花粉、低花粉、それからエリートツリーであって、かつ花粉の発生量が少ない特定苗木の四つが含まれるものでございます。

○長崎屋森林整備部長 花粉の少ない苗木の中にエリートツリー等の特定苗木がある。

○吉川委員 そうすると、やはりその特定苗木を拡大していかななくてはならないということですね。分かりました。ありがとうございます。

○土屋会長 ほかの方は、いかがでしょうか。

○飯塚委員 これは花粉症対策としてスギだけに特化している意味は何かあるんでしょうか。

ヒノキは対象外になるのでしょうか。私もヒノキのアレルギーなので。

○福田森林利用課長 花粉症の原因になるのは、もちろんスギ以外にもヒノキとかシラカバとかありますけれども、やはり日本の人工林の面積の4割近くがスギということで、スギが一番の原因になっていることは明らかですので、とにかく今回は、まずはスギに特化して取組を進めていくことを考えております。

また、ヒノキについても通常の事業でやっている部分がありますので、そちらでしっかりフォローしていきたいと思っております。

○飯塚委員 すみません、もう一点だけ。

これは逆に島委員等にもお伺いしたいんですけれども、花粉の少ない苗木だけをむやみに増やすことで生物学的に、広域流通をそんなに推し進めていいのかなとか、あとは飛散防止剤の環境への影響とか、そういった辺りもちょっと気になるんですけれども、いかがでしょうか。

○長崎屋森林整備部長 森林整備部長でございます。

基本、花粉の少ない苗木といいましても精英樹と申しまして、よそから持ってきたわけではなくその地域で何十年もかかって育種されてきたものでございます。また、広域流通といいましても、苗木については配布区域が決まっております、太平洋側の苗を日本海側に植えるといたことは禁じておりますので、そこは守るわけでございます。そういう意味で、心配はしていないところでございます。

○土屋会長 よろしいでしょうか。

時間が余りないんですが、玉置委員はまだ御発言されていなかったの。

○玉置委員 花粉症のことばかりですけれども、ここは実際数字を見える化していくことで効果がある場合もありますが、予防に関しては数字が見えない。そこに予算を組んでいくとか、効果を数字で見える化していくことはとても難しいことだと思います。

特にスギ花粉に関しては林野庁はずっと植え替え等対策をやっているのに、では、一体いつどれだけの効果が出るんだという数字は今まで出たことがない。そういうことに予算をつけていくのはとても難しいなと思っている中で、対策として需要拡大を林野庁にやっていただけるのは有り難いんですけれども、違う省庁の話ではないか、と思いました。感謝です。

○土屋会長 特に回答は要りませんか。

○玉置委員 いえ、ありがとうございます。

○土屋会長 激励ですね。

実はもう10分以上オーバーしてしまして、申し訳ございません、私が全体の議論をうまくま

とめることができませんでした。

まだここで終わりではなくて、先ほど言うのを忘れたんですが、最後に青山林野庁長官からコメントを頂いて終わりにしたいと思います。

○青山林野庁長官 今日幅広い観点から御意見を頂きまして、ありがとうございました。

吉川委員からお話を頂きました林業に携わる人たちの労賃をどう確保していくかとか、山元の立木価格の問題、それからシカ対策、非常に切実な問題でございまして、我々森林・林業基本計画、またその下にある今回の全国森林計画、それから国有林野の管理経営基本計画、その全部の体系の中で議論していく話だと認識しておりますけれども、これからも最も大事な政策と捉えて考えていきたいと思っております。

ですから、国有林野の債務返済を優先して一般的な経済活動の障害になるようなことをしてはいけないなと私も強く思っておりますので、これからも、計画の改定も含めてあるべき姿を議論していきたいと思えます。

また、立花委員からございましたウッドショックの定義でありますとか、今後に残る重要なお話でございますので、今後の森林・林業の白書の分野で御議論いただければと思います。

それから出島委員、福島委員、最後に御質問のあった飯塚委員、生物多様性であるとかネイチャーポジティブの話、カーボンニュートラルの話、これから重要な論点だと思います。こういったものを含めてどういった形で需要拡大できるか、国民の皆さんに理解していただいて、費用を負担していただいて木材を利用していただくか、それで山元にその価値が返還されて山の循環、自然の循環機能が機能していくかをこれから考えていきたいと思っておりますので、引き続きの御審議をよろしくお願いいたしますと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございました。

最後に私が何か言うこともなく、もう終わりにしたいと思います。今日は2時間ちょっとの間ですけれども、初めは全国の森林計画、その後に公共事業に関する基本計画、それから次は国有林の今年度とこれから5年の状況と計画について、そして今、予算について非公共まで含めて、特に花粉に集中しましたがけれども、それについても議論するというので、非常に幅広く、正に林政審議会ですべき幅をほぼカバーしたことになります。

ただ、残念ながら、先ほども言いましたけれども委員全員から御意見を頂けなかったもので、次回は是非皆さんから頂けるようにしたいと思いますので、御準備の方もよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の林政審議会の議事を終了します。

委員の皆様方には本当に長い間、かつ非常にたくさんの情報が入る中で熱心な御審議を頂きまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○望月林政課長 土屋会長、ありがとうございました。

今回の林政審議會は10月17日火曜日の15時30分から開催したいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては御出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の林政審議會を閉会とさせていただきます。

長時間にわたり熱心な御審議を頂き、ありがとうございました。

午後4時17分 閉会